

会 議 録

会議の名称	平成 26 年度 第 2 回飯塚市公立保育所・幼稚園あり方検討委員会
開催日時	平成 26 年 4 月 25 日（金）午後 2 時 00 分～午後 6 時 30 分
開催場所	飯塚市役所 本館 4 階研修室
出席委員	渡邊美智子 委員長・福間一志 委員・久保山眞市 委員・中竹秀博 委員 白山勝也 委員・石井啓子 委員・上野裕美 委員・西村亜矢香 委員
欠席委員	
事務局職員	高倉孝 こども・健康部長・田原洋一 子育て支援課長・城戸信比古 子育て支援課長 補佐・近藤桂子 子育て支援課指導主幹補・松岡貴章 子育て支援課総務係長
会議内容	<p>(委員長)</p> <p>平成 26 年度第 2 回飯塚市公立保育所・幼稚園あり方検討委員会を開会いたします。本日は、既にご案内のとおり「応募法人へのヒアリング」を行いますが、ヒアリングに先立ち「会議の公開について」事務局から説明をお願いします。</p> <p>(事務局)</p> <p>会議の公開につきましては、移譲先法人決定に至るまでの会議については、「飯塚市審議会等の会議の公開に関する要領」の規定に基づき、非公開にさせていただいてはどうかと考えておりますので、委員長においてお取り計らいをお願いいたします。</p> <p>(委員長)</p> <p>事務局の説明が終わりましたが、説明に対して、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>(委員長)</p> <p>意見等もないようですので、委員の皆さんにお諮りしたいと思います。</p> <p>会議の公開につきましては、事務局の説明のとおり、本日から移譲先法人の決定に至るまでの会議について、非公開としたいと思います。ご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>(委員長)</p> <p>ご異議もないようですので、本日から移譲先法人の決定に至るまでの会議については、非公開とすることに決定いたしました。</p> <p>それでは、只今から「応募法人へのヒアリング」を行います。「申込No.1 の法人」の方々に入室をしていただきます。</p> <p>(「申込No.1 の法人」関係者入室)</p> <p>(委員長)</p> <p>ヒアリングに先立ちまして、委員の紹介をさせていただきます。私、当委員会の委員長を務めております渡邊でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>(以下、各委員、自己紹介)</p> <p>(委員長)</p> <p>続きまして、申込No.1 の法人の皆様のご自己紹介をお願いします。</p> <p>(「申込No.1 の法人」関係者の自己紹介)</p> <p>(委員長)</p>

早速ヒアリングを行いますが、終了予定時刻は、14時50分としますので、よろしくお願いいたします。それでは、まず、私のほうからお伺いしたいと思います。

(委員長による質問ののち、各委員から質問)

(委員長)

それでは、予定の時刻となりましたので、これもちまして、「申込No.1の法人」のヒアリングを終了いたします。

選考の結果につきましては、決定次第お知らせしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。本日は、大変お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございました。

(「申込No.1の法人」関係者退室)

続きまして「申込No.2の法人」の方々に入室をしていただきます。

(「申込No.2の法人」関係者入室)

(委員長)

ヒアリングに先立ちまして、委員の紹介をさせていただきます。私、当委員会の委員長を務めております渡邊でございます。よろしくお願いいたします。

(以下、各委員、自己紹介)

(委員長)

続きまして、「申込No.2の法人」の皆様の自己紹介をお願いいたします。

(「申込No.2の法人」関係者の自己紹介)

(委員長)

早速ヒアリングを行いますが、終了予定時刻は、15時15分としますので、よろしくお願いいたします。それでは、まず、私のほうからお伺いしたいと思います。

(委員長による質問ののち、各委員から質問)

(委員長)

それでは、予定の時刻となりましたので、これもちまして、「申込No.2の法人」のヒアリングを終了いたします。

選考の結果につきましては、決定次第お知らせしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。本日は、大変お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございました。

(「申込No.2の法人」関係者退室)

続きまして、「申込No.3の法人」の方々に入室をしていただきます。

(「申込No.3の法人」関係者入室)

(委員長)

ヒアリングに先立ちまして、委員の紹介をさせていただきます。私、当委員会の委員長を務めております渡邊でございます。よろしくお願いいたします。

(以下、各委員、自己紹介)

(委員長)

続きまして、「申込No.3の法人」の皆様の自己紹介をお願いいたします。

(「申込No.3の法人」関係者の自己紹介)

(委員長)

早速ヒアリングを行います。終了予定時刻は、15時40分としますので、よろしくお願いいたします。それでは、まず、私のほうからお伺いしたいと思います。

(委員長による質問ののち、各委員から質問)

(委員)

それでは、予定の時刻となりましたので、これをもちまして、「申込No.3の法人」のヒアリングを終了いたします。

選考の結果につきましては、決定次第お知らせしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。今日は、大変お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございました。

(「申込No.3の法人」関係者退室)

(委員長)

それでは、引き続き委員会を開催します。

「移譲先法人の選考及び決定について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

会議の公開に関しましては、移譲先法人の選定及び決定に係る審査の部分につきましては、非公開と決定していただきましたが、ここで審議会委員の個人情報に関する守秘義務と法人に関する情報等の取扱いにつきまして、確認の意味で若干説明させていただきます。はじめに、皆様方、審議会の委員につきましては、地方公務員法上「特別職の職員」に位置づけられておまして、市の個人情報保護条例で守秘義務について明記されております。具体的には、条例第12条で「職務上知り得た個人の秘密を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする」と規定されておりますので、今後、特に注意していただきますようお願いいたします。また、委員としての職を退いた後も、同様をお願いします。

先程、応募法人へのヒアリングが終わりましたので、これから移譲先法人の選考にあたり、再度「移譲先法人の決定方法等について」確認をしておきたいと思っております。

資料の1ページをお開きください。「移譲法人の選考及び決定方法」の「5. 移譲法人の選定及び決定について」ですが、本日、このあと実際に選定評価基準に従って、①に記載しますように、申請法人ごとに別に定める選定評価基準（配点合計400点）の審査項目ごとに意見交換を行っていただき、採点・集計を行っていただきます。具体的には、委員の皆さまで協議のうえ1枚の採点表を作成する要領で進めて頂いて、最後に集計いたします。次に②の移譲法人の決定につきましては、委員会における集計点数が、最上位の申請法人としておりますが、配点合計の7割に満たない場合は不採択とすることにしております。

その後、この採点をもとに民間移譲候補者を決定し「相田保育所の民間移譲候補者について」の答申案を審議していただきたいと思いますと考えております。

続きまして、選定評価基準について、あらためてご説明いたします。今日は、法人名を記載した選定評価基準を2ページに添付しておりますが、先ほどもご説明しまし

たように、「集計点数が、配点合計の7割に満たない場合は不採択とする」ということで、審査項目ごとの点数の「7点」なり「14点」を標準点としまして、これに到達していないと思われる場合は、その程度に応じて、6点、5点、4点、また、点数が倍となっている項目では12点、10点、8点といった要領で採点をしていただきます。また、逆に標準点を超えると思われるものにつきましては、その程度に応じて、8点、9点、10点といった採点になり、点数が倍となっている項目につきましても同じような採点をしていただくこととなります。このような要領で、後ほど審査項目ごとに採点をしていただきますが、採点はあくまでも審査項目ごとに皆さんで意見交換をしていただき、調整のうえ、委員会として採点・集計をしていただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。次に、3ページに先日のプレゼンテーションに対する保護者からの意見・要望について、集計したものを添付しております。また、「保育所運営に関する調書作成におけるポイント」について、資料の4ページから5ページにかけて整理しておりますが、これにつきましては、これから実際に採点をしていただく中で、その都度、事務局から説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。以上で説明を終わります。

(委員長)

事務局の説明が終わりましたが、説明に対してのご意見、ご質問等はございませんか。

(質問なし)

(委員長)

それでは他に意見等もないようですので、これからは皆さんのご意見を伺いながら、項目ごとに採点、評価を進めていきたいと思っております。

(「委員間で意見調整及び採点」)

(委員長)

採点の結果につきましては、只今の事務局の説明のとおり決定いたします。

次に「民間移譲候補者に係る答申案について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは「答申案」として資料を作らせていただいております。「飯塚市相田保育所に係る民間移譲候補者について(答申案)」でございます。平成25年7月18日付、25飯こ字第367号により諮問を受けました標記のことについて、飯塚市公立保育所・幼稚園あり方検討委員会において、本委員会の自主性と独自性を堅持し、厳正中立かつ慎重に選定を行った結果、下記の通り選定いたしましたので答申致します。委員長名を記載させていただいて、選考の結果として、飯塚市立相田保育所の民間移譲候補者については、次のものが適当であると判断する。

前後しましたが答申案につきましては昨年の枝国保育所の時に作成した例にならいまして作成いたしました。

選考の結果として、最上位の社会福祉法人名を入れさせていただきます。2ページをご覧ください。なお、選定評価点数は次のとおりである。選定の欄には、1位の記載を

します。団体名のところは最上位の社会福祉法人名、選定評価点数には合計点数を記載。委員会の附帯意見ということで、各委員から民間移譲候補者となる社会福祉法人に対し次のような意見が出されたということで、①移譲にあたっては、社会福祉法人・相田保育所入所児童の保護者・飯塚市（子育て支援課）の三者による十分な協議を行い、相互理解を務めること。②「飯塚市立相田保育所の民間移譲に伴う法人募集要項」に定める「飯塚市立相田保育所移譲にあたっての諸条件（別紙1）」を尊重し、当該保育所の運営にあたること。2 選考の経過といたしまして、民間移譲候補の決定に至るまでは、以下の通り 7 回の会議を開催し「飯塚市公立保育所・幼稚園あり方検討委員会規則」に基づき審議をした。ということで、第 1 回から第 7 回までの会議の内容を記載しております。4 ページをお願いします。3 審議における基本的な考え方といたしまして、民間移譲候補者の選定にあたっては、「飯塚市立相田保育所の民間移譲に伴う法人募集要項」に定める「飯塚市相田保育所移譲にあたっての諸条件（別紙1）」の適否及び選定評価基準（別紙2）に基づき評価することを基本とした。なお、具体的な評価（採点・集計）方法及び民間移譲候補者の最終決定にあたっては、次の事項を基本とした。①公立保育所・幼稚園あり方検討委員会において、選定評価基準（配点合計 400 点）の各審査項目について意見交換を行い、採点・集計を行う。②民間移譲候補者の決定は、公立保育所・幼稚園あり方検討委員会における集計点数が、配点合計の 7 割に満たない場合は不採択とする。以上でございます。この答申案に諸条件別紙 1 と採点表を付けた形で答申案として考えております。以上で説明を終わります。

（委員長）

事務局の説明が終わりましたが、説明に対して、ご意見や質問等はありませんか。「民間移譲候補者に係る答申案について」は、ただ今ご審議いただいた内容及び付帯意見を答申書として作成し、最終的な修正及び確認については、私に一任ということでご了解願いたいと思いますが、意義はありませんか。

（委員）

（「異議なし」の声）

（委員長）

ご異議もないようですので、「民間移譲候補者に係る答申案について」はそのように決定いたします。

次に、「答申の日程等を含めた今後のスケジュールについて」事務局から説明をお願いします。

（事務局）

それでは、答申の日程を含めた今後のスケジュールについてご説明いたします。本日、採点協議いただきました結果を答申書といたしまして、委員長から最終的な修正及び確認をしていただいた上で、5月7日（水）の午後1時に委員長から市長にお渡しいただきたいと考えております。また、応募法人への先行結果の通知につきましては、市長への答申が終わり次第、その日のうちに法人に届けることにしております。このように進めてまいりますので、委員の皆様には移譲先法人の選考・決定に係る審査内容等につきましては、外部に漏らさないようお願いいたします。本日の会議終了後

	<p>に、採点して頂きました選考評価基準表については、回収させていただきますのでよろしくお願いたします。なお、答申以降の予定ですが、移譲先法人の決定に伴う保護者説明会を5月下旬の午後6時から開催する予定にしております。以上で説明を終わります。</p> <p>(委員長)</p> <p>事務局の説明が終わりましたが、ご意見やご質問等はありませんか。</p> <p>ご意見等もないようですので、事務局説明のとおりとします。他になければ、これもちまして第2回検討委員会を閉会いたします。長時間にわたり大変お疲れ様でした。</p>
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移譲先法人の選考及び決定方法（飯塚市立相田保育所） ・ 選定評価基準 ・ プレゼンテーションに対する意見・要望書【集計表】 ・ 保育所運営に関する調書作成におけるポイント ・ 飯塚市立相田保育所に係る民間移譲候補者について（答申案）
公開・非公開の別	<p>1 公開 2 一部公開 <input checked="" type="checkbox"/> 3 非公開</p> <p>(傍聴者なし)</p>
その他 (非公開理由等)	<p>飯塚市情報公開条例第8条第2号に該当するものとして非公開とする。</p>